○外務省告示第六十一号

平成二十八年七月二十六日にカイロで、エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十九年二月五日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十億円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　香川剛廣在エジプト大使

エジプト側　サハル・ナスル国際協力大臣

平成二十九年二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○経済産業省告示第二十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二十五号）の施行の日から施行する。

なお、平成二十八年経済産業省告示第百十五号（輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）は平成二十九年二月二十一日限り、廃止する。

平成二十九年二月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次に掲げるものとする。

一　輸出貿易管理令別表第二の二第二号に定める貨物

関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸出統計品目表（以下「輸出統計品目表」という。）第〇三〇四・八七号の品名欄に掲げる品名のうち[illegible]に該当するもの

二　輸出貿易管理令別表第二の二第十三号の二に定める貨物

輸出統計品目表第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・〇九項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項及び第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項まで、第五七類、第五八・〇五項から第五八・〇七項まで、第五八・〇九項、第五九・〇一項、第五九・〇三項、第五九・〇六項、第五九・〇七項、第六二類、第六三・〇一項から第六三・〇四項まで、第六三・〇七項、第六三・〇九項に該当するもの（アメリカ合衆国通貨五百ドルに相当する額を超えるものに限る。）

三　輸出貿易管理令別表第二の二第十三号の三に定める貨物

輸出統計品目表第六九一一・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち[illegible]品に該当するもの（アメリカ合衆国通貨百ドルに相当する額を超えるものに限る。）

四　輸出貿易管理令別表第二の二第十四号に定める貨物

輸出統計品目表第七〇・一三項及び第七一・一七項に該当するもの

五　輸出貿易管理令別表第二の二第二十二号に定める貨物

輸出統計品目表第八五二八・七一号の品名欄に掲げる品名のうち[illegible]に該当するもの、かつ、放送用のものに該当するもの及び同表第八五二八・七二号の品名欄に掲げる品名のうち[illegible]に該当するもの

六　輸出貿易管理令別表第二の二第二十三号に定める貨物

輸出統計品目表第八七〇三・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち雪上走行用に特に設計した車両に該当するスノーモービル（アメリカ合衆国通貨二千ドルに相当する額を超えるものに限る。）

七　輸出貿易管理令別表第二の二第三十一号の二に定める貨物

輸出統計品目表第六四・〇一項から第六四・〇五項まで及び第九五・〇六項に該当するもの（第六四・〇一項から第六四・〇五項までに該当するものにあっては、スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）

○国土交通省告示第百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間　由布市湯布院町大字川上字内野東一一三番一一

変更前　最大　二〇四（メートル）
後別　最小　一九四
　　最大　二三二
後　最小　一九四　敷地の幅員

変更前　延長
後別　一一五

○国土交通省告示第百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間　広島市東区福田町字白岩一〇三四〇番三から同市東区福田町字白岩一〇三三八番まで

変更前　最大　一〇〇（メートル）
後別　最小　五八
　　最大　九九
後　最小　五八　敷地の幅員

変更前　延長
後別　一三七

○国土交通省告示第百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間　水戸市飯富町字水溜り下三二二二番二から同市飯富町字狐塚内二九一八番三まで

変更前　最大　六八（メートル）
後別　最小　四八
　　最大　二二五
後　最小　五二　敷地の幅員

変更前　延長
後別　四〇〇（メートル）